

令和8年度採用 休日・夜間相談員 募集案内 (中央区・南区・早良区・西区・西区西部出張所)

1 募集内容

- (1) 職 名 ①中央区役所総務課 休日・夜間相談員
 ②南区役所総務課 休日・夜間相談員
 ③早良区役所総務課 休日・夜間相談員
 ④西区役所総務課 休日・夜間相談員
 ⑤西区役所西部出張所 休日・夜間相談員
- (2) 採用者数 各区役所総務課及び西部出張所 1～4名
- (3) 職務内容
閉庁日（土日祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日））及び開庁日の夜間（17時10分～翌日8時50分）における
- ・ 市民及び関係機関からの問い合わせの対応等及び電話相談
 - ・ 郵便物等の收受
 - ・ 災害時等における市職員への緊急連絡
 - ・ 戸籍届出書の受領及び埋火葬許可関係事務等
 - ・ 自動車臨時運行許可番号標（仮ナンバー）返却時の一時預かり
 - ・ その他前各号に掲げる業務に付随する業務
- (4) 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 勤務場所 ①中央区役所総務課 休日・夜間相談員
 中央区役所総務課（福岡市中央区大名二丁目5番31号）
 ②南区役所総務課 休日・夜間相談員
 南区役所総務課（福岡市南区塩原三丁目25番1号）
 ③早良区役所総務課 休日・夜間相談員
 早良区役所総務課（福岡市早良区百道二丁目1番1号）
 ④西区役所総務課 休日・夜間相談員
 西区役所総務課（福岡市西区内浜一丁目4番1号）
 ⑤西区役所西部出張所 休日・夜間相談員
 西区役所西部出張所（福岡市西区西都二丁目1番1号）

※ なお、業務の必要上やむを得ないときは、福岡市の他の区役所総務課又は西部出張所で勤務する場合があります。

2 受験資格

次の（1）から（4）までの要件を満たす人

- (1) 令和8年4月1日からの勤務が可能であり、年間を通して職務に従事できる人
- (2) 協調性があり、積極的に業務に取り組む意欲のある人で次のいずれかに該当する人
- ・ 行政機関で戸籍の受付等に1年以上従事した経験がある人
 - ・ 行政機関で庁舎案内・相談業務等に1年以上従事した経験がある人
 - ・ 行政機関で個人情報取扱事務等に1年以上従事した経験がある人
- (3) 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人

【地方公務員法第16条(抄)】

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(4) 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人

3 勤務条件等

(1) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を4回まで行うことがあります。65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することとなります。）

(2) 勤務形態

A勤務は平日（月～金）、B勤務・C勤務・D勤務は土日祝日・年末年始の割り振りによる

①中央区役所総務課

A勤務は17時10分～翌日8時50分までの間で、休憩時間（5時間40分）を除き1日10時間

B勤務は8時50分～19時50分までの間で、休憩時間（1時間）を除き1日10時間

C勤務は19時50分～翌日8時50分までの間で、休憩時間（3時間）を除き1日10時間

D勤務は8時50分～翌日8時50分までの間で、休憩時間（4時間）を除き1日20時間

※上記のA・B・D勤務を、基本的に週2、3回程度割り振ります。

なお、業務の必要上やむを得ない場合は、上記の勤務時間の変更を行う場合があります。

②南区役所総務課

A勤務は17時10分～翌日8時50分までの間で、休憩時間（5時間40分）を除き1日10時間

B勤務は8時50分～20時50分までの間で、休憩時間（2時間）を除き1日10時間

C勤務は20時50分～翌日8時50分までの間で、休憩時間（2時間）を除き1日10時間

D勤務は8時50分～翌日8時50分までの間で、休憩時間（4時間）を除き1日20時間

※上記のA・B・D勤務を、基本的に週2、3回程度割り振ります。

なお、業務の必要上やむを得ない場合は、上記の勤務時間の変更を行う場合があります。

③早良区役所総務課

A勤務は17時10分～翌日8時50分までの間で、休憩時間（5時間40分）を除き1日10時間

B勤務は8時50分～19時50分までの間で、休憩時間（1時間）を除き1日10時間

C勤務は19時50分～翌日8時50分までの間で、休憩時間（3時間）を除き1日10時間

※上記のA・B・C勤務を、基本的に週2、3回程度割り振ります。

なお、業務の必要上やむを得ない場合は、上記の勤務時間の変更を行う場合があります。

④西区役所総務課

A勤務は17時10分～翌日8時50分までの間で、休憩時間（5時間40分）を除き1日10時間

B勤務は8時50分～20時50分までの間で、休憩時間（2時間）を除き1日10時間

C勤務は20時50分～翌日8時50分までの間で、休憩時間（2時間）を除き1日10時間

※上記のA・B・C勤務を、基本的に週2、3回程度割り振ります。

なお、業務の必要上やむを得ない場合は、上記の勤務時間の変更を行う場合があります。

⑤西区役所西部出張所

A勤務は17時10分～翌日8時50分までの間で、休憩時間（5時間40分）を除き1日10時間

B勤務は8時50分～19時50分までの間で、休憩時間（1時間）を除き1日10時間
D勤務は8時50分～翌日8時50分までの間で、休憩時間（4時間）を除き1日20時間

※上記のA・B・D勤務を、基本的に週2、3回程度割り振ります。

なお、業務の必要上やむを得ない場合は、上記の勤務時間の変更を行う場合があります。

(3) 勤務時間

週 27.5時間

(4) 休憩時間

- ①中央区役所総務課 A勤務は5時間40分、B勤務は1時間、C勤務は3時間、D勤務は4時間
- ②南区役所総務課 A勤務は5時間40分、B勤務は2時間、C勤務は2時間、D勤務は4時間
- ③早良区役所総務課 A勤務は5時間40分、B勤務は1時間、C勤務は3時間
- ④西区役所総務課 A勤務は5時間40分、B勤務は2時間、C勤務は2時間
- ⑤西区役所西部出張所 A勤務は5時間40分、B勤務は1時間、D勤務は4時間

(5) 休 暇

- ①中央区役所総務課 4月1日から翌年3月31日までの間に、8日の年次有給休暇
 - ②南区役所総務課 4月1日から翌年3月31日までの間に、8日の年次有給休暇
 - ③早良区役所総務課 4月1日から翌年3月31日までの間に、12日の年次有給休暇
 - ④西区役所総務課 4月1日から翌年3月31日までの間に、12日の年次有給休暇
 - ⑤西区役所西部出張所 4月1日から翌年3月31日までの間に、8日の年次有給休暇
- ※その他、育児・介護等に係る休暇・休業等の制度あり

(6) 給 与

月額 184,231円から195,863円（地域手当相当報酬を含む。）※令和8年度見込み

※ この他に条例、規則等の定めるところにより、交通費（月55,000円まで（日額制は1日2,619円まで））、時間外勤務手当相当報酬、休日勤務手当相当報酬、夜間勤務手当相当報酬、期末勤勉手当：年2回（6月、12月）等が支給されます。また、給与月額については、採用日前10年間に、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて給与月額を決定します。

(7) 身 分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員

(8) 服 務

- ・ 地方公務員法における服務に関する各規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用されます。

(9) そ の 他

- ・ 健康保険、厚生年金、介護保険、雇用保険の適用があります。
- ・ 公務災害については、福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償します。
- ・ 報酬等支給日：毎月20日（日額報酬制の場合は翌月20日）（ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月20日）
- ・ 採用までに条例・規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。
- ・ 本募集及び採用は、議会での予算成立を前提としておりますので予めご了承ください。

4 選考方法

「令和8年度 休日・夜間相談員選考試験受験申込書」の提出者に対し、選考(面接)試験の日時、集合場所等をお知らせします。

- ・ 選考(面接)試験実施予定日：令和7年12月15日(月)
※ただし、受験者数等の状況により変更の場合あり
- ・ 選考の結果は1月上旬に通知します。

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度採用候補者名簿(以下、「候補者名簿」という。)に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和8年4月1日以降の採用を行います。
- (3) 令和8年4月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月(勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで)を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

6 応募方法

(1) 申込書の入手方法

福岡市ホームページからダウンロードできます。また、福岡市役所1階情報プラザ、各区役所情報コーナー(南区役所、中央区役所、早良区役所、西区役所及び西区役所西部出張所のみ)で配布します。

(2) 受験申し込み受付期間

令和7年11月4日(火)～令和7年11月17日(月)(必着) ※郵送のみの受付とします。

(3) 申し込み方法・あて先

簡易書留又は特定記録で郵送してください。

封筒の表に「**受験申込**」と**朱書き**、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、郵送してください。

(郵送先)

〒819-8501 福岡市西区内浜1丁目4番1号

西区役所総務課 休日・夜間相談員採用担当 宛

(4) 提出書類

「令和8年度 休日・夜間相談員選考試験受験申込書」

- * 写真(申し込み前3か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面のもので縦4cm×横3cm程度のもの。
写真の裏面に氏名をご記入ください)
- * 申込書裏面下部の署名欄に、日付と氏名をご記入ください。なお、氏名は自署してください。
- * 記載事項に虚偽がある場合は、採用される資格を失います。
- * 提出先は「**西区役所総務課**」となりますので、ご注意ください。
- * 提出書類に不備がある場合は、無効となることがあります。

7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日（閉庁日の場合はその翌日）から1か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

8 問い合わせ先

西区役所総務課 休日・夜間相談員採用担当 宛
〒819-8501 福岡市西区内浜1丁目4番1号
TEL：(092)895-7003 FAX：(092)882-2137
Eメール somu.NW0@city.fukuoka.lg.jp

中央区役所総務課 休日・夜間相談員採用担当 宛
〒810-8622 福岡市中央区大名二丁目5番31号
TEL：(092)718-1005 FAX：(092)714-2141
Eメール：somu.CW0@city.fukuoka.lg.jp

南区役所総務課 休日・夜間相談員採用担当 宛
〒815-8501 福岡市南区塩原三丁目25番1号
TEL：(092)559-5005 FAX：(092)561-2130
Eメール：somu.MW0@city.fukuoka.lg.jp

早良区役所総務課 休日・夜間相談員採用担当 宛
〒814-8501 福岡市早良区百道2丁目1番1号
TEL：(092)833-4303 FAX：(092)846-4388
Eメール somu.SW0@city.fukuoka.lg.jp

西区役所西部出張所庶務係 休日・夜間相談員採用担当 宛
〒819-0367 福岡市西区西都二丁目1番1号
TEL：(092)806-0004 FAX：(092)806-6811
Eメール seibu.NW0@city.fukuoka.lg.jp

※ 試験内容に関することはお答えできません。